

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の 届出書について

著しく煙を発生し、または火炎を発するおそれのある行為などをする場合は、届出が必要です。

ただし、この届出は、消防署が焼却行為等の実施状況を把握するために提出いただくものであり、届出書を提出しても、消防署が焼却行為等を許可したものではありません。

野外焼却禁止の例外や疑わしい焼却行為については、下記の各市町の担当課まで問い合わせをお願いします。

館山市	環境課	0470-22-3352
鴨川市	環境課	04-7093-7838
南房総市	環境保全課	0470-33-1053
鋸南町	建設水道課 環境室	0470-55-2133

